

《新規》

令和3年度当初予算額 343万3千円

重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業

【事業目的】

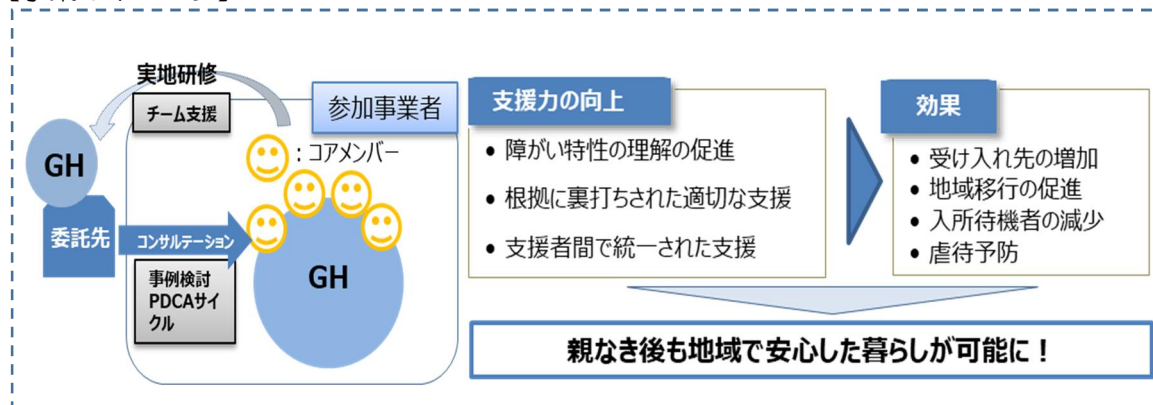
入所施設から地域生活への移行や「親なき後」において、重度知的障がい者の暮らしの場となるグループホームの確保が課題となっている。

そこで、重度知的障がい者の地域生活を支えるグループホームを拡大するため、既に重度知的障がい者を受け入れ、専門的な支援を実施しているグループホームを運営する法人の協力を得て、実地研修やコンサルテーション等により、グループホームにおける支援力の向上を図る。

【事業概要】

- 参加事業者が委託先の法人のグループホームにおける実地研修により、実際に行われている支援を習得
- 参加事業者が委託先からコンサルテーションを受けることにより、専門的な支援方法や組織マネジメントなど、適切な支援を行う上で必要となる知識や技術を習得

【事業のイメージ】



児童虐待対応の拡充・強化

児童虐待相談対応件数の増加や事案の深刻化等に対応するため、これまでも子ども家庭センター職員の増員など体制強化に取り組んできましたが、更なる取組により子ども家庭センターの一時保護機能及び体制の強化を図ります。

【主な事業 概要】

◆SNSを活用した児童虐待防止相談事業（児童虐待対策費）（62,926千円） **拡充**

⇒児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため大阪府在住の子ども及び保護者を対象に、大阪市・堺市と共同でSNS（LINE）を活用した児童虐待防止相談窓口を次のとおり開設する。

相談実施日（予定）：週2日（平日1日と土曜日）

子どもの長期休暇期間等に集中取組み期間を設定

◆一時保護機能の強化

①新たな一時保護所の設置（子ども家庭センター施設設備改修費）

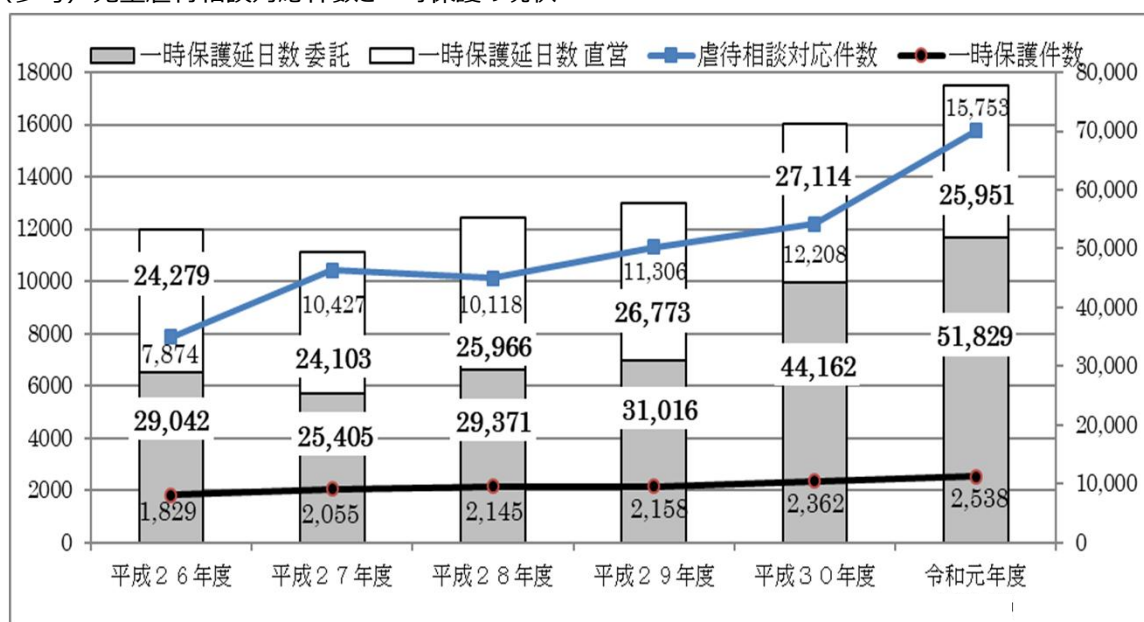
（債務負担行為910,852千円（令和3年度～令和14年度））

⇒一時保護児童の増加により、保護児童を受け入れる府立施設及び民間施設がほぼ満床の状況であり、今後も一時保護児童の増加が見込まれることから、令和5年度に新たな一時保護所（定員50名）を設置する。

②民間施設の一時的保護機能強化事業（児童虐待対策費）（47,523千円）

⇒府内の民間児童養護施設における一時保護委託の受入れ体制の整備を支援し、一時保護機能の強化を図る。

（参考）児童虐待相談対応件数と一時保護の現状



※上記の取組に加え、子ども家庭センター職員（児童福祉司）の計画的な増員を進める

生活支援体制整備推進支援事業

事業目的 ～市町村による地域の支え合い活動の創出を支援～

高齢者が地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステム構築に向け、ご近所の困りごとを地域で助け合う活動（買い物支援、外出支援、居場所づくり等）を行う団体の創出やそれに携わる人材の掘り起こし等について、市町村の体制整備を支援する。

事業概要

市町村が抱える課題の解決に向け、①新たな地域活動の担い手創出、②市町村の体制整備の支援、③市町村の取組みの可視化を行う。

※府が実施してきた「大阪ええまちプロジェクト」（H29～）のノウハウを市町村に移行。

【市町村が抱える課題】

○地域活動の担い手が少ない

○地域貢献団体創出や担い手の掘り起こし、両者を結びつけるノウハウがない。また、担当職員等の異動で取組みが途切れ、ノウハウが蓄積できない

【主な取組】

①新たな地域活動担い手創出	②市町村体制整備支援
<p>○講座「大阪もっと！ええまちアカデミー(仮称)」の開催</p> <ul style="list-style-type: none">・公開講座：「地域貢献に興味はあるけどどうすれば？」という方を対象に、実際の活動内容ややりがいを知ってもらう講座・専攻コース：「実際に活動を始めたい！」という方を対象に、事業運営や実務上のノウハウを獲得してもらうコース	<p>○マッチングを行う情報基盤の整備等</p> <ul style="list-style-type: none">・自分のスキルを地域貢献に役立てたい人材と、これまでの活動をさらに充実させたい団体とのマッチングを行う情報基盤を府が整備し、市町村が活用・地域団体が抱える課題解決のためのワークショップ等の開催・市町村職員等への研修実施

③市町村の取組の可視化

○特設WEBサイト開設・運営

- ・市町村の目標設定・進捗状況や達成状況をWEBサイトに掲載し、他市町村の取組みを参考にしたり、自市町村の進捗がどれくらいか確認

【大阪ええまちプロジェクト】

若手からシニアまでオール大阪で住民主体（支え合い）による地域包括ケアシステムの構築を目指すプロジェクト。これまで、①住民主体型サービス創出に向けた地域団体への直接的支援、②住民主体型サービスに向けた情報発信・機運醸成、③市町村職員等への研修を実施。

地縁に頼らない人材（プロボノ※）を活用した地域課題解決型の地域団体支援は引き続き大阪府が実施。

※仕事上で得た知識や経験、技能を、社会貢献のため提供するボランティア

【知事重点】

令和3年度当初予算額 76,987千円

社会福祉施設等応援職員派遣支援事業

【事業目的】

高齢者や障がい者等の利用者の生活の場である入所・居住系の社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該施設の職員の多くが勤務できなくなる場合においても、施設団体との連携・協力のもと、他法人の施設等から職員を迅速に派遣できる体制を整備し、施設の継続運営を支援します。

【主な事業内容】

施設団体である「社会福祉法人大阪府社会福祉協議会」並びに「公益社団法人大阪介護老人保健施設協会」との応援職員派遣に関する協定により、応援に協力する施設の募集や施設間の応援に係るマッチング、派遣に必要な支援等をワンストップで対応することにより、円滑な職員派遣を行います。

(1) 施設団体への委託 4,987千円

○応援協力施設の募集等 <登録施設数：338施設> (令和3年1月末現在)

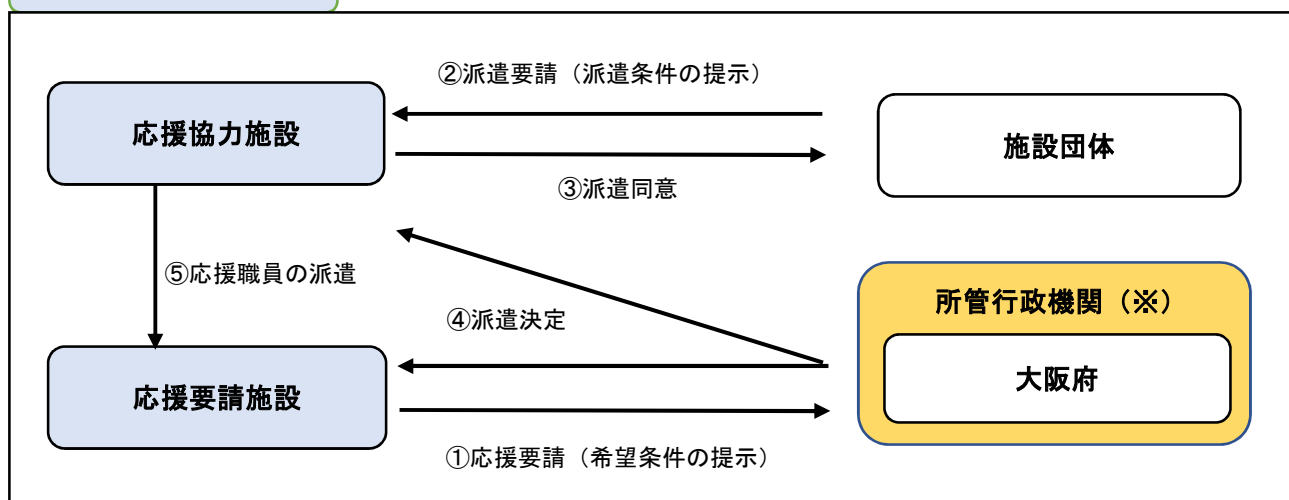
○応援派遣に係るマッチング等

○応援職員へのワンストップによる支援(経費支払、手続き等)

(2) 応援職員への支援 72,000千円

○旅費等の支出、宿泊先の確保、傷害保険への加入、検査費用の支援等

応援職員派遣の流れ



※所管行政機関とは、当該社会福祉施設等を所管する自治体等を指します

重層的支援体制構築後方支援事業 － 地域共生社会の実現に向けて －

【事業目的】

「社会的孤立」や「8050 問題」など、地域住民が抱える課題が複合化・複雑化する中、高齢・障がい・子どもなどの制度の縦割りを超えた全ての方を対象とした包括的な支援体制の構築や、令和3年度から社会福祉法に基づく新たな事業として創設される「重層的支援体制整備事業（※）」の取組が進むよう、市町村等を対象とした研修等を実施し、体制の構築を支援する。

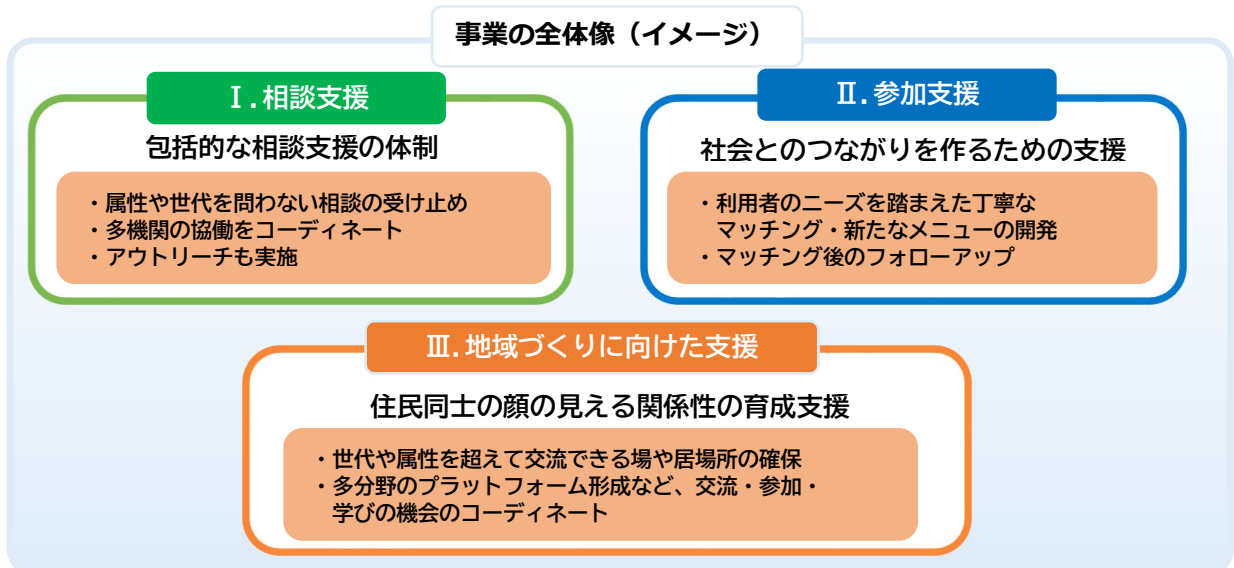
【事業概要】

重層的支援体制整備事業に係る基本的な考え方や体制構築の手法等についての理解を深め、今後の事業促進につなげるため、市町村を対象に、関係部局や関係機関等を広く集めた研修等を開催。

項目	内容
対象	市町村職員、社会福祉協議会職員、包括的支援体制整備に係る関係機関等
事業内容	<p>① 全体研修会（年2回程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 制度に係る基本的な考え方や体制構築の方法等について理解を深めるための研修会を開催 <p>② 市町村ブロック別勉強会（各ブロック1回程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村間での交流やネットワークの構築に向けた勉強会等を開催

（※）重層的支援体制整備事業（改正社会福祉法（令和3年4月施行）に基づく任意事業）

市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、以下Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施する事業。なお、市町村が創意工夫をもって円滑に体制を整備できるよう、国及び都道府県からの交付金は一括して交付される。



《新規》【知事重点】

令和3年度当初予算額 40,000千円

「ウイズコロナ、ポストコロナに対応した地域活動モデルの開発」助成事業

【背景】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまでの地域活動に「新しい生活様式（3密の回避等）」を取り入れることに加え、非対面での「つながり」づくりなど、各市町村社会福祉協議会が地域のネットワークの中心となって、コロナとの共存（ウイズコロナ）を前提に、地域の実情に応じた知恵と工夫による様々な取組が進められています。しかしながら、これまでより規模を縮小することや対象者を限定した地域活動とせざるを得ない実情もあり、引き続き、**居場所や人のつながりの喪失による孤立が深まることが懸念**されることです。

【目的】

高齢者や障がい者など、支援を必要とする府民の孤立や不安の解消を図ることを目的として、大阪府福祉基金（※）を活用し、地域のネットワークを活用した新たな発想と工夫により、**ウイズコロナに加え、コロナ終息後（ポストコロナ）も見据えた、地域活動モデルに対し助成**します。

【助成対象団体】

大阪府内の市町村社会福祉協議会（1団体あたり上限2,000千円）

【助成事業】

- （1）新型コロナウイルスの感染拡大の影響により生じた地域におけるつながりの喪失や孤立等の地域課題・社会課題の解決に寄与する事業
- （2）新たな発想・工夫のもとに取り組む地域活動で、他地域のモデルとなる事業

開発を期待する事業イメージ

- ◆ICTを活用した地域や属性を超えたつながりづくり
- ◆自宅にいながら社会参加できる仕掛け
- ◆外出困難者の健康増進等の取組



※大阪府福祉基金

- ・府民からの寄附金等をもとに、府民の社会福祉活動の振興を目的として、昭和55年に設立
- ・積み立てられた基金の運用益等を財源とし、「地域福祉振興助成金」として府民が行う自主的な福祉ボランティア活動や地域福祉活動に助成



みんなで育てよう
大阪府福祉基金

《新規》

令和3年度当初予算額 44,197千円

地域医療介護総合確保基金事業による介護・福祉人材の確保

介護分野の慢性的な人材不足を改善するため、これまでも地域医療介護総合確保基金を活用して様々な事業に取り組んできましたが、新たに「介護助手導入事業」や「介護分野への就労・定着促進事業」を実施するなど介護・福祉人材の確保に向けた取組の強化を図ります。

○介護助手導入事業（令和3年度当初予算額 6,291千円）

【事業概要】

介護現場において、介護職員の役割分担・機能分化による「介護職の専門職化」と「介護職員の離職率低下」を図るため、民間事業者へ委託して、身体介護等の専門的な知識や技術が必要な業務以外の「周辺業務」を担う「介護助手」の募集、介護助手養成研修や職場体験、受入事業所とのマッチングを一体的に実施する。

【目標】 100名

○介護分野への就労・定着促進事業（令和3年度当初予算額 37,906千円）

【事業概要】

介護分野の慢性的な人材不足を改善するため、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）を運営する法人が、無資格・未経験者を大阪府社会福祉協議会に設置する大阪福祉人材支援センターを通じて雇用し、下記の要件を満たした場合に雇用経費・研修費の一部を支援する。

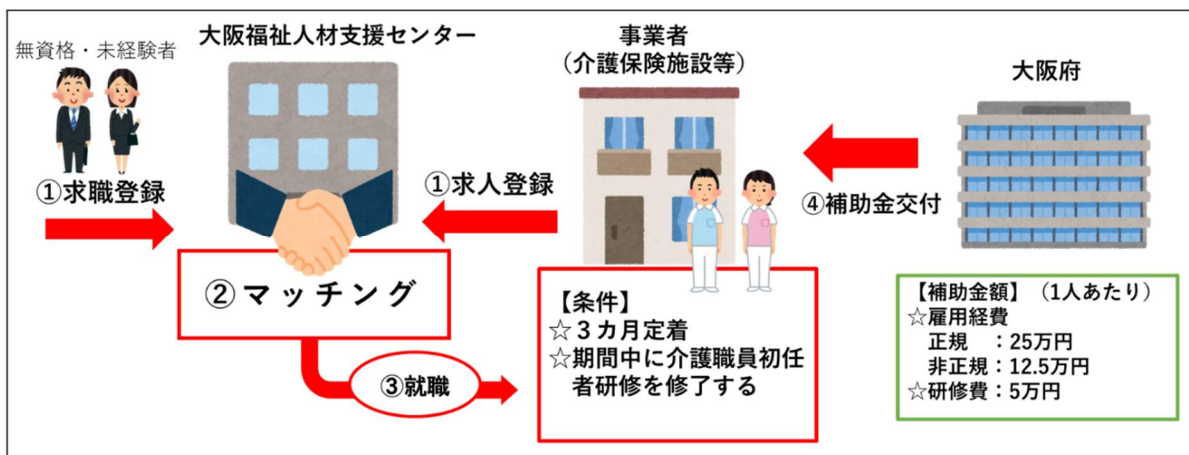
（補助要件）「3か月間の職場定着」かつ「介護職員初任者研修の修了」

（補助金額）雇用経費：（1人あたり上限）正規25万円、非正規12.5万円

研修費：（1人あたり上限）5万円

※民間人材サービス事業者を活用し、「大阪府雇用促進支援金」（商工労働部）の支給対象となる場合は研修費のみ補助

【目標】 120名



令和3年度当初予算額：168億2,683万7千円

重度障がい者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業
(精神病床の入院への医療費助成拡充)

【事業目的】

福祉医療費助成制度（福祉的配慮が必要な府民が医療機関等窓口で負担する医療費の一部を市町村が助成し、府は市町村に対し、助成額の2分の1を補助）については、平成30年4月に再構築を行い、精神障がい者や難病患者への対象者の拡充、訪問看護ステーションが行う訪問看護への対象医療の拡充などを実施したところ。このたび、助成を必要とする方々がさらに安心して医療を受けられるよう補助基準を見直し、令和3年4月診療分から精神病床への入院について助成を拡充する。

【事業内容】

- (1) 重度障がい者医療費助成事業 【令和3年度当初予算】 110億5,909万3千円
重度の障がい者を対象に実施。
- (2) ひとり親家庭医療費助成事業 【令和3年度当初予算】 31億7,881万7千円
ひとり親家庭の18歳年度末までの子と親又は養育者を対象に実施。
- (3) 乳幼児医療費助成事業 【令和3年度当初予算】 25億8,892万7千円
就学前児童を対象に実施。

※ 予算額は精神病床の入院への助成拡充分を含む医療費助成全体の額

● 令和3年4月1日からの変更点

下線部分

区分	対象医療	一部自己負担額			
		1日当たりの負担額	一つの医療機関等 当たりの負担日数上限	院外調剤への自己負担	複数の医療機関等を受診した場合の 月額上限額
重度障がい者医療	●医療保険が適用される医療	一つの医療機関・訪問看護ステーション当たり、入院・入院外1日500円以内	なし	一つの薬局当たり1日500円以内	3,000円
ひとり親家庭医療	●訪問看護ステーションが行う訪問看護(医療保険分)		あり(月2日まで)	なし	2,500円
乳幼児医療	● <u>精神病床への入院</u>				

拡充

《新規》【知事重点】

令和3年度当初予算額 11,326千円

社会福祉施設等感染症予防重点強化事業

■ 目的

重症化リスクの高い高齢者が入所・利用する施設等をはじめとした社会福祉施設等のクラスター発生を予防し、社会基盤である福祉サービスを停滞させることのないよう、新型コロナウイルス感染症をはじめとするあらゆる感染症予防対策を重点的に強化する。

■ 事業の概要

○施設等への専門家派遣・施設等からの電話相談対応

- ① 施設に感染管理認定看護師等専門家を派遣し、個別に現場の実態把握、課題抽出、施設に応じた助言等を実施
- ② 施設の感染対策上の疑問や課題に、専門家が電話で相談対応することで、施設訪問のフォローアップや、施設からの個別相談に対応

○事例分析、研修・啓発用媒体作成

- ① 施設職員を対象とした専門家による研修を実施（オンライン配信）
- ② 事例集・対応参考例等を作成し、HPへの掲載や会議等での配布により周知

【令和3年度社会福祉施設等感染症予防重点強化事業イメージ】

